

第200期 定時株主総会 招集ご通知



目次

■ 第200期定時株主総会招集ご通知……	1
■ (ご参考) 議決権行使のご案内 ………	3
■ 株主総会参考書類 ……………	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役12名選任の件	
第3号議案 監査役5名選任の件	
第4号議案 社外取締役の 報酬額改定の件	
(添付書類)	
■ 事業報告 ……………	29
■ 連結計算書類 ……………	55
■ 計算書類 ……………	57
■ 監査報告書 ……………	59

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送又はインターネットにより事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えください。

(証券コード 9001)

2020年6月1日

株 主 各 位

(本店所在地)

東京都墨田区押上一丁目1番2号

(本社事務所)

東京都墨田区押上二丁目18番12号

東武鉄道株式会社

取締役社長 根 津 嘉 澄

第200期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第200期定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、**新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、郵送又はインターネットにより事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えくださいますよう、強くお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月22日（月曜日）午後6時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

-
- ・感染拡大の状況等により、会場や開始時刻が変更となる場合がございます。
その場合は、変更後の内容を当社ウェブサイト(<https://www.tobu.co.jp/ir/>)に掲載いたします。
 - ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、環境負荷低減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時	2020年6月23日（火曜日）午前10時 （受付開始 午前8時45分）
2 場 所	東京都墨田区錦糸一丁目2番2号 東武ホテルレバント東京 4階 錦 会場や開始時刻が変更となる場合がございます。 その場合は、変更後の内容を当社ウェブサイトに掲載いたします。
3 目的事項	報 告 事 項 1. 第200期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第200期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決 議 事 項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役12名選任の件 第3号議案 監査役5名選任の件 第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件
4 招集にあたっての 決定事項	(1) 郵送とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とさせていただきます。 (2) インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。

以 上

- ・次の事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しております。

〔連結計算書類〕 連結株主資本等変動計算書、連結注記表

〔計算書類〕 株主資本等変動計算書、個別注記表

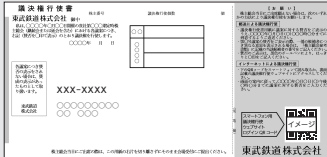
また、監査役及び会計監査人は、当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト <https://www.tobu.co.jp/ir/>

(ご参考) 議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月23日(火曜日)
午前10時

郵送又はインターネットにより議決権を行使される場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

インターネット

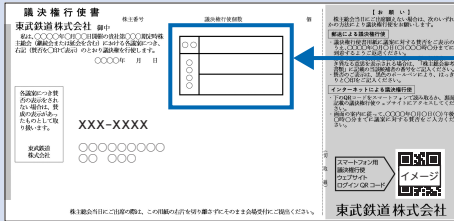


当社指定の「議決権行使ウェブサイト」にて、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2020年6月22日(月曜日)
午後6時15分

議決権行使書用紙のご記入方法



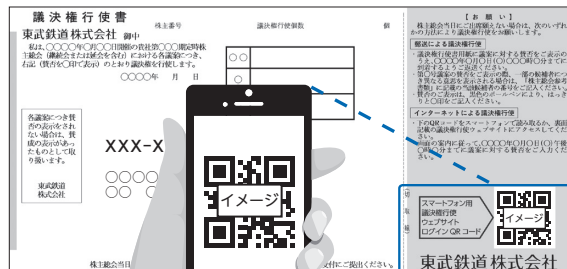
こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第4号議案		第2号議案・第3号議案	
賛成の場合 「賛」の欄に○印	賛成の場合 「賛」の欄に○印	全員賛成の場合 「賛」の欄に○印	全員反対の場合 「否」の欄に○印
反対の場合 「否」の欄に○印		一部の候補者に反対の場合 「賛」の欄に○印をし、右欄に反対する候補者の番号を記入	

インターネットによる議決権行使方法

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト 『スマート行使』

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



**QRコードの読み取りだけで簡単ログイン
議決権行使コード・パスワード入力不要！**

注意：一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合は、再度QRコードを読み取り、右記記載と同様に「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

(1) 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

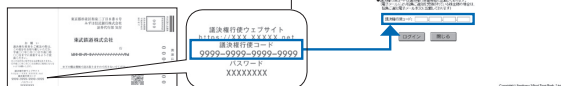
<https://www.web54.net>

- ・サイトの記載内容をご確認ください。
- ・「次へすすむ」をクリックしてください。



(2) 議決権行使コードを入力してください。

- ・議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- ・「ログイン」をクリックしてください。



(3) パスワードを入力してください。

- ・議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。
- ・「次へ」をクリックしてください。



以降は画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、長期にわたる経営基盤拡充のため、財務健全性を堅持し、業績と経営環境を総合的に勘案しながら、安定配当を継続することを基本方針として普通配当を実施しております。

当期の期末配当につきましては、将来の業績や事業展開を見据え、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金20円

総額4,175,021,480円

(これにより年間配当金は、1 株につき、中間配当金20円を含め合計40円となり、前期に比べ5円の増配となります。)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月24日

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の充実をはかるべく社外取締役2名を増員し、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役2名及び代表取締役1名で構成され、かつ独立社外取締役より選任された議長が会議を主宰する「指名・報酬委員会」への諮問を経て、取締役会において決定しております。

（ご参考）候補者一覧

候補者 番号	氏 名	当社における地位
1	根津 嘉澄 (ねづ よしずみ) 再任 男性	代表取締役 取締役社長
2	三輪 裕章 (みわ ひろあき) 再任 男性	取締役
3	関口 幸一 (せきぐち こういち) 再任 男性	取締役
4	小代 晶弘 (おじろ あきひろ) 再任 男性	取締役
5	小野寺 敏明 (おのでら としあき) 再任 男性	取締役
6	山本 勉 (やまもと つとむ) 再任 男性	取締役
7	柴田 光義 (しばた みつよし) 再任 男性 社外 独立役員	取締役
8	安藤 隆春 (あんどう たかはる) 再任 男性 社外 独立役員	取締役
9	横田 芳美 (よこた よしみ) 新任 男性	—
10	重田 敦史 (しげた あつし) 新任 男性	—
11	矢ヶ崎 紀子 (やがさき のりこ) 新任 女性 社外 独立役員	—
12	柳 正憲 (やなぎ まさのり) 新任 男性 社外 独立役員	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ね づ よし ずみ 根 津 嘉 澄 (1951年10月26日)	1974 年 4 月 当社入社 1988 年 4 月 当社関連事業室部長 1990 年 5 月 当社関連事業室長 1990 年 6 月 当社取締役関連事業室長 1991 年 4 月 当社常務取締役 1993 年 6 月 当社代表取締役（現在） 1993 年 6 月 当社専務取締役 1995 年 6 月 当社取締役副社長 1999 年 6 月 当社取締役社長 2018 年 4 月 当社取締役社長社長執行役員（現在） 重要な兼職の状況 (株)松屋社外取締役 富国生命保険(相)社外監査役	401,600株
		(取締役候補者とした理由) 同氏は、グループ事業部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。1999年からは、代表取締役社長として、強いリーダーシップのもと当社グループの経営を牽引し、経営基盤強化による企業価値向上を実現してまいりました。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	みわひろあき 三輪裕章 (1958年11月23日)	1981年4月 当社入社 2005年10月 当社鉄道事業本部計画管理部部長 2006年4月 当社人事部長 2011年6月 当社取締役人事部長 2015年6月 当社常務取締役生活サービス創造本部長兼人事部長 2015年7月 当社常務取締役生活サービス創造本部長 2016年4月 当社常務取締役 2017年6月 当社代表取締役 2017年6月 当社専務取締役 2017年7月 当社専務取締役経営企画本部長 2018年4月 当社専務取締役専務執行役員経営企画本部長 2018年6月 当社取締役専務執行役員経営企画本部長 2019年6月 当社取締役専務執行役員（現在） 当社における担当（管掌） 監理部・財務部・資産管理部 重要な兼職の状況 一般財団法人東武博物館理事長 （取締役候補者とした理由） 同氏は、企業組織戦略部門、不動産事業部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた財務戦略及び資産管理戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。	5,600株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	せき ぐち こう いち 関 □ 幸 一 (1955年12月22日)	1978 年 4 月 運輸省入省 2010 年 8 月 国土交通省鉄道局次長 2011 年 8 月 国土交通省気象庁次長 2014 年 9 月 当社入社経営企画部顧問 2015 年 6 月 当社取締役鉄道事業本部副本部長 2017 年 6 月 当社常務取締役鉄道事業本部副本部長 2017 年 7 月 当社常務取締役鉄道事業本部副本部長兼経営企画本部副本部長 2018 年 4 月 当社常務取締役常務執行役員鉄道事業本部副本部長兼経営企画本部副本部長 2018 年 6 月 当社取締役専務執行役員（現在） 当社における担当（管掌） 鉄道事業本部・観光事業に関連する業務 (取締役候補者とした理由) 同氏は、交通政策における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映するとともに、当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた鉄道事業戦略及び観光事業戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	3,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	お じろ あき ひろ 小 代 晶 弘 (1958年6月8日)	1982年4月 当社入社 2006年10月 当社分譲事業本部マンション事業部長 2010年4月 当社沿線開発事業本部部長 2012年6月 当社取締役沿線開発事業本部部長 2012年7月 当社取締役生活サービス創造本部住環境開発部長 2015年6月 当社取締役生活サービス創造本部副本部長兼住環境開発部長 2015年10月 当社取締役生活サービス創造本部副本部長兼ビル事業部長 2016年4月 当社取締役生活サービス創造部長兼ビル事業部長 2016年6月 当社常務取締役生活サービス創造本部長兼ビル事業部長 2017年7月 当社常務取締役生活サービス創造本部長 2018年4月 当社常務取締役常務執行役員生活サービス創造本部長 2018年6月 当社専務執行役員生活サービス創造本部長 2019年6月 当社取締役専務執行役員生活サービス創造本部長 2020年2月 当社取締役専務執行役員生活サービス創造本部長兼アセット戦略部長（現在） 当社における担当（管掌） 人事部・生活サービス創造本部	6,100株
		（取締役候補者とした理由） 同氏は、不動産事業部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた企業組織戦略及び生活サービス事業・地域開発事業戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	お の でら とし あき 小野寺 敏 明 (1959年9月6日)	1982年4月 当社入社 2010年10月 当社総務部長兼調査室長 2013年7月 当社鉄道事業本部運輸部長兼鉄道乗務員養成所長 2015年6月 当社総務法務部長兼調査室長 2016年6月 当社取締役総務法務部長兼調査室長 2018年4月 当社取締役執行役員総務法務部長兼調査室長 2018年6月 当社取締役常務執行役員総務法務部長兼調査室長 2019年6月 当社取締役常務執行役員（現在） 当社における担当（管掌） 総務法務部・広報部・調査室	6,000株
		（取締役候補者とした理由） 同氏は、総務部門、鉄道事業部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた企業法務戦略及び広報戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	やまもと つとむ 山 本 勉 (1964年9月9日)	1989年4月 当社入社 2015年6月 当社財務部長 2017年6月 当社取締役財務部長 2018年4月 当社取締役執行役員財務部長 2018年6月 当社取締役常務執行役員財務部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長（現在） 当社における担当（管掌） 経営企画本部・ＩＣＴ推進部	2,400株
		（取締役候補者とした理由） 同氏は、財務部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた当社グループの経営戦略及びＩＣＴ推進戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	しば た みつ よし 柴 田 光 義 (1953年11月5日)	1977 年 4 月 古河電気工業(株)入社 2008 年 6 月 同社執行役員 2009 年 6 月 同社執行役員常務 2010 年 6 月 同社取締役兼執行役員常務 2012 年 4 月 同社代表取締役社長 2017 年 4 月 同社取締役会長（現在） 2018 年 6 月 当社取締役（現在） 重要な兼職の状況 古河電気工業(株)取締役会長 いすゞ自動車(株)社外取締役 朝日生命保険(相)社外監査役	200株
		(社外取締役候補者とした理由) 同氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。 また、当社では、独立性を客観的に判断する「社外役員の独立性の判断基準」により十分な独立性を有していると判断しております。（当社における「社外役員の独立性の判断基準」は27ページに記載のとおりです。）	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	あん どう たか はる 安 藤 隆 春 (1949年8月31日)	1972年4月 警察庁入庁 1999年8月 警視庁公安部長 2004年8月 警察庁長官官房長 2009年6月 警察庁長官(2011年10月退官) 2018年6月 当社取締役(現在) 重要な兼職の状況 (株)ニトリホールディングス社外取締役 (株)アミューズ社外取締役 (株)ゼンショーホールディングス社外取締役 (社外取締役候補者とした理由) 同氏は、警察庁長官をはじめ要職を歴任された豊富な経験と幅広い見識や、他の企業での社外取締役としての経験を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役として経営全般に対して適切な監督・助言をいただけるものと判断しております。 また、当社では、独立性を客観的に判断する「社外役員の独立性の判断基準」により十分な独立性を有していると判断しております。(当社における「社外役員の独立性の判断基準」は27ページに記載のとおりです。)	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	よこ た よし み 横 田 芳 美 (1961年8月1日)	1984 年 4 月 当社入社 2012 年 6 月 当社経営企画部長 2015 年 4 月 当社経営企画部長兼池袋開発プロジェクト部長 2015 年 6 月 当社取締役経営企画部長兼池袋開発プロジェクト部長 2016 年 1 月 当社取締役経営企画部長 2017 年 6 月 当社常務取締役経営企画部長 2017 年 7 月 当社常務取締役経営企画本部副本部長 2018 年 4 月 当社常務取締役常務執行役員経営企画本部副本部長 2018 年 6 月 当社常務執行役員経営企画本部副本部長 2018 年 7 月 当社常務執行役員 2019 年 6 月 当社常務執行役員生活サービス創造本部まちづくり推進統括部長 (現在) (取締役候補者とした理由) 同氏は、経営企画部門等の要職を歴任し、豊富な業務経験や幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた大規模開発事業戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。	4,900株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
10	しげ た あつ し 重 田 敦 史 (1957年3月31日)	1979年4月 (株)富士銀行入行 2006年3月 (株)みずほコーポレート銀行執行役員 2008年4月 同行常務執行役員 2010年5月 (株)東武百貨店専務取締役 2011年5月 同社代表取締役専務 2013年4月 同社代表取締役社長 2015年6月 (株)東武ホテルマネジメント代表取締役社長（現在） 重要な兼職の状況 (株)JCU社外取締役 (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社グループ会社の取締役等の要職を歴任し、豊富な経営経験や幅広い見識を有しております。現在は主に(株)東武ホテルマネジメント代表取締役社長としてリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
11	や が さき のり こ 矢ヶ崎 紀 子 (1963年4月22日)	1987年4月 (株)住友銀行入行 1989年10月 (株)日本総合研究所総合研究部門 上席主任研究員 2008年10月 国土交通省観光庁参事官（観光経済担当） 2011年7月 首都大学東京都市環境学部特任准教授 2014年4月 東洋大学国際地域学部准教授 2015年6月 当社取締役 2018年4月 東洋大学国際観光学部教授 2019年4月 東京女子大学現代教養学部国際社会学科コミュニティ構想専攻教授（現在） 重要な兼職の状況 東京女子大学現代教養学部国際社会学科コミュニティ構想専攻教授 日本貨物鉄道(株)社外取締役 (社外取締役候補者とした理由) 同氏は、交通政策・観光政策における学識者としての豊富な経験と幅広い見識や、他の企業での社外取締役としての経験を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資することが期待されます。また、同氏は、2015年6月から2018年5月までの間、当社社外取締役を務めておりましたが、その際にも経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、有益な意見、助言を行っておりました。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、社外取締役候補者としたしました。なお同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役として経営全般に対して適切な監督・助言をいただけるものと判断しております。 また、当社では、独立性を客観的に判断する「社外役員の独立性の判断基準」により十分な独立性を有していると判断しております。（当社における「社外役員の独立性の判断基準」は27ページに記載のとおりです。）	400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
12	やなぎ まさ のり 柳 正 憲 (1950年10月6日)	1974年4月 日本開発銀行入行 2006年10月 日本政策投資銀行理事 2008年10月 (株)日本政策投資銀行取締役常務執行役員 2011年6月 同行代表取締役副社長 2015年6月 同行代表取締役社長(2018年6月退任) 2018年8月 一般財団法人日本経済研究所理事長(現在) 重要な兼職の状況 一般財団法人日本経済研究所理事長 近鉄グループホールディングス(株)社外取締役 富国生命保険(相)社外取締役	1,030株
		(社外取締役候補者とした理由) 同氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資することが期待されます。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、社外取締役候補者といいたしました。 また、当社では、独立性を客観的に判断する「社外役員の独立性の判断基準」により十分な独立性を有していると判断しております。(当社における「社外役員の独立性の判断基準」は27ページに記載のとおりです。)	

- (注) 1. 三輪裕章氏は、一般財団法人東武博物館の理事長であり、当社は同法人に東武博物館の運営に係る業務の委託を行っております。
2. 柴田光義氏は、古河電気工業(株)の取締役会長を務めておりますが、同社と当社との間で、取引関係はございません。なお、当社は、同社子会社との間で製品の売買に関する取引がありますが、その年間取引金額は、当社の連結営業収益又は同社の連結売上高のそれぞれ1%未満であり、同氏の独立性に問題はないと判断しております。また、当社は、2020年3月31日時点において同社の株式を保有しておりません。
3. 柳 正憲氏は、(株)日本政策投資銀行の業務執行に携わっていましたが、2018年6月以降は同行の業務執行に携わっておりません。なお、当社は、同行との間で資金借入の取引があり、2020年3月31日時点における当社の同行からの借入額(171,321百万円)は当社の連結総資産額の11%未満ですが、同行は複数ある借入先のひとつであり資金調達において代替性が無い程度にまで依存している借入先ではありません。
4. 当社は、柴田光義氏及び安藤隆春氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が再任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。また、矢ヶ崎紀子氏及び柳 正憲氏が選任された場合、各氏を同取引所の定める独立役員として指定し、届

け出る予定です。

5. 柴田光義氏及び安藤隆春氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、柴田光義氏及び安藤隆春氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。各氏が再任された場合、同契約を継続する予定です。また、矢ヶ崎紀子氏及び柳 正憲氏が選任された場合、当社は各氏との間で同契約を締結する予定です。
7. 横田芳美氏、重田敦史氏、矢ヶ崎紀子氏及び柳 正憲氏は、新任取締役候補者です。

第3号議案 監査役5名選任の件

監査役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

（ご参考）候補者一覧

候補者 番号	氏 名	当社における地位
1	中嶋 直孝 （なかじま なおたか） 再任 男性	常勤監査役
2	茂木 友三郎 （もぎ ゆうざぶろう） 再任 男性 社外 独立役員	監査役
3	大塚 博哉 （おおつか ひろや） 新任 男性	—
4	福田 修二 （ふくだ しゅうじ） 新任 男性 社外 独立役員	—
5	林 信秀 （はやし のぶひで） 新任 男性 社外 独立役員	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	なか じま なお たか 中 嶋 直 孝 (1947年9月26日)	1970年4月 当社入社 1998年4月 当社経理部長 2001年6月 当社取締役経理部長 2003年5月 当社常務取締役経理部長 2006年10月 当社常務取締役 2010年6月 当社代表取締役 2010年6月 当社専務取締役 2013年6月 当社常勤監査役（現在）	11,900株
		(監査役候補者とした理由) 同氏は、経理・財務部門等の要職を歴任し、財務・会計に関する相当程度の知見を有するとともに当社グループの業務全般に精通しております。さらに、当社取締役在任中の豊富な経営経験と幅広い見識を活かして監査業務を遂行し、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に適切な役割を果たしておりますので、引き続き監査役候補者といいたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	もぎ ゆうざぶろう 茂 木 友三郎 (1935年2月13日)	1958年4月 野田醤油(株) (現キッコーマン(株)) 入社 1979年3月 同社取締役 1982年3月 同社常務取締役 1989年3月 同社専務取締役 1994年3月 同社取締役副社長 1995年2月 同社取締役社長 2001年6月 当社監査役 (現在) 2004年6月 キッコーマン(株)取締役会長CEO 2011年6月 同社取締役名誉会長取締役会議長 (現在) 重要な兼職の状況 キッコーマン(株)取締役名誉会長取締役会議長 カルビー(株)社外取締役 (株)オリエンタルランド社外取締役 (株)フジ・メディア・ホールディングス社外監査役	1,400株
		(社外監査役候補者とした理由) 同氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かすとともに、経営陣から独立した立場にて客観的な視点から取締役の職務執行に関し、意見、助言を行うことにより、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に適切な役割を果たしておりますので、引き続き社外監査役候補者といたしました。 また、当社では、独立性を客観的に判断する「社外役員の独立性の判断基準」により十分な独立性を有していると判断しております。(当社における「社外役員の独立性の判断基準」は27ページに記載のとおりです。)	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	おお 大 つか 塚 ひろ 博 や 哉 (1961年10月31日)	1984年4月 当社入社 2011年3月 東武物流サービス(株)取締役社長 2013年3月 東武運輸(株)専務取締役 2013年6月 蔵王ロープウェイ(株)取締役社長 2015年6月 当社グループ事業部長 2016年6月 当社取締役グループ事業部長 2018年2月 当社取締役経営企画本部部長 2018年4月 当社取締役執行役員経営企画本部部長 2018年6月 当社執行役員経営企画本部部長 2019年6月 (株)東武ホテルマネジメント監査役(現在)	3,000株
		(監査役候補者とした理由) 同氏は、グループ事業部門等の要職を歴任し、当社グループの業務全般に精通しております。さらに、当社及びグループ会社取締役在任中の豊富な経営経験と幅広い見識を監査業務に活かし、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に適切な役割を果たすことが期待されますので、監査役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	ふく だ しゅう じ 福 田 修 二 (1951年12月20日)	1974 年 4 月 小野田セメント(株) (現太平洋セメント(株)) 入社 2008 年 4 月 同社執行役員 2010 年 8 月 同社取締役常務執行役員 2012 年 4 月 同社代表取締役社長 2018 年 4 月 同社取締役会長 (現在) 重要な兼職の状況 太平洋セメント(株)取締役会長 サッポロホールディングス(株)社外取締役 (社外監査役候補者とした理由) 同氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かすとともに、経営陣から独立した立場にて客観的な視点から取締役の職務執行に関し、意見、助言を行うことにより、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に適切な役割を果たすことが期待されますので、社外監査役候補者といいたしました。 また、当社では、独立性を客観的に判断する「社外役員の独立性の判断基準」により十分な独立性を有していると判断しております。(当社における「社外役員の独立性の判断基準」は27ページに記載のとおりです。)	0 株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	はやし のぶ ひで 林 信 秀 (1957年3月27日)	1980年4月 (株)富士銀行入行 2007年4月 (株)みずほコーポレート銀行執行役員 2009年4月 同行常務執行役員営業担当役員 2011年6月 同行常務取締役インターナショナルバンキングユニット統括役員 2013年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員国際ユニット担当副社長、(株)みずほ銀行副頭取執行役員MHCB国際ユニット連携担当副頭取、(株)みずほコーポレート銀行取締役副頭取国際ユニット担当副頭取 2013年6月 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役副社長国際ユニット担当副社長 2013年7月 (株)みずほ銀行取締役副頭取国際ユニット担当副頭取 2014年4月 同行取締役頭取 2017年4月 同行取締役会長 2019年4月 同行常任顧問（現在） 重要な兼職の状況 (株)みずほ銀行常任顧問 花王(株)社外取締役 (株)バロックジャパンリミテッド社外取締役	0株
		(社外監査役候補者とした理由) 同氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かすとともに、経営陣から独立した立場にて客観的な視点から取締役の職務執行に関し、意見、助言を行うことにより、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に適切な役割を果たすことが期待されますので、社外監査役候補者としたしました。 また、当社では、独立性を客観的に判断する「社外役員の独立性の判断基準」により十分な独立性を有していると判断しております。(当社における「社外役員の独立性の判断基準」は27ページに記載のとおりです。)	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 林 信秀氏は、(株)みずほ銀行の業務執行に携わっていましたが、2017年4月以降は同行の業務執行に携わっておらず、既に3年が経過しております。なお、当社は、同行との間で資金借入の取引があり、2020年3月31日時点における当社の同行からの借入額(94,617百万円)は当社の連結総資産額の6%未満であります。同行は複数ある借入先のひとつであり資金調達において代替性が無い程度にまで依存している借入先ではありません。また、当社は、2020年3月31日時点において同行親会社の株式を保有し、また、同行は、当社の株式を保有しておりますが、当社及び同行親会社の発行済株式総数に占める割合はそれぞれ3%未満であり、同氏の独立性に問題は無いと判断しております。
3. 当社は、茂木友三郎氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。また、福田修二氏及び林 信秀氏が選任された場合、各氏を同取引所の定める独立役員として指定し、届け出る予定です。
4. 茂木友三郎氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって19年となります。
5. 当社は、中嶋直孝氏及び茂木友三郎氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。各氏が再任された場合、同契約を継続する予定です。また、大塚博哉氏、福田修二氏及び林信秀氏が選任された場合、当社は各氏との間で同契約を締結する予定です。
6. 大塚博哉氏、福田修二氏及び林 信秀氏は、新任監査役候補者です。

(ご参考) 社外役員の独立性の判断基準について

当社では、社外役員（社外取締役及び社外監査役）のうち、次に掲げる事項に該当しない者が独立性を有すると判断いたします。

- (1) 事業年度末において、当社の議決権総数の10%以上保有する主要株主、又はその業務執行者
- (2) 当社の借入先のうち、事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者、又はその業務執行者
- (3) 当社の取引先のうち、事業年度末において、当該事業年度の連結営業収益の2%以上の支払いを当社から受けている者、又はその業務執行者
- (4) 当社の取引先のうち、当該取引先の事業年度末において、当該事業年度の連結営業収益の2%以上を当社に対し支払っている者、又はその業務執行者
- (5) 事業年度において、当社から年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている者、又はその業務執行者
- (6) 事業年度において、当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受けている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等
- (7) 事業年度末において、当社から金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体のうち、当該金額が当該団体の事業年度における連結営業収益の2%を超える団体に属する者
- (8) 過去10年間に於いて、当社及び当社子会社の業務執行者であった者
- (9) 第1号から第7号までに於ける事業年度とは過去3年以内に該当するものをいう。
- (10) 第1号から第8号までに該当する者が重要な職位にある場合において、その配偶者又は二親等以内の親族

第4号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社取締役の報酬額は、2009年6月26日開催の第189期定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っております。

このたび、第2号議案「取締役12名選任の件」において、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るべく社外取締役の増員を付議しておりますことから、取締役の報酬のうち社外取締役分の報酬額を増額いたしたいと存じます。

つきましては、取締役の報酬額については、引き続き年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、そのうち社外取締役分の報酬額を年額40百万円以内へと改定いたしたいと存じます。本議案の内容は、独立社外取締役2名及び代表取締役1名で構成され、かつ独立社外取締役より選任された議長が会議を主宰する「指名・報酬委員会」への諮問を経て、取締役会において決定しております。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は12名（うち社外取締役は4名）となります。

以 上

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、雇用情勢に改善が見られるなど景気は緩やかな回復基調にありましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により個人消費や海外経済に急速な減速が見られるなど景気は大幅に下押しされ、厳しい状況となりました。

このような情勢下にありましたが、当社グループでは、グループの新たな成長へ向けて、長期的な視点から「経営の基本的な方向性」等を示した「長期経営構想」と、これにもとづく4か年の具体的な取組みを示した「中期経営計画」にもとづき、当社グループの持続的な成長に向けた投資を積極的に推進するとともに、財務健全性を堅持しつつ、株主還元の一層の充実をはかってまいりました。

当期の連結業績は、前期に完全子会社化した(株)東武ストアが通期で寄与したこと等により増収となったものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う訪日外国人観光客の減少や外出自粛等の影響もあり、営業収益は6,538億74百万円（前期比5.9%増）、営業利益は626億53百万円（前期比6.9%減）、経常利益は584億14百万円（前期比7.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は355億30百万円（前期比26.8%増）となりました。

次に各事業の概況についてご報告申し上げます。

運輸事業

鉄道業におきまして、当社では、安全・安心で暮らしやすく、そして選ばれる沿線を目指して、様々な取組みを進めております。

安全面では、竹ノ塚駅付近、清水公園～梅郷間及びとうきょうスカイツリー駅付近の高架化工事を推進するとともに、春日部駅付近の高架化について埼玉県と施行協定を締結いたしました。さらに、ホーム上の安全対策として、池袋駅4番ホーム、朝霞駅1・2番ホーム及び志木駅3・4番ホームにおいてホームドアの使用を開始するとともに、北千住駅、新越谷駅及び北越谷駅においてもホームドア設置に向けた準備工事を推進いたしました。また、台風19号による設備の被災状況を踏まえ、さらなる安全・安定運行を目的に、河川増水に備えた橋梁や変電施設の改修工事を推進いたしました。さらに、テロ事案発生時における対処方法の確認及び関係機関との連携強化等を目的に、警察や消防等と合同で対応訓練を実施するとともに、車内のセキュリティ向上とテロ防止を目的として、東京メトロ線直通車両等への車内防犯カメラの設置に着手いたしました。

営業面では、東武アーバンパークラインにおいて、速達性・利便性・快適性向上を目的に

ダイヤ改正を行い、新たに運河～船橋間で急行運転を開始しました。また、平日の最終列車の繰り下げや、特急「アーバンパークライナー」の運転区間を拡充しました。日光・鬼怒川エリアでは、冬季における誘客を目的に、同エリアの鉄道路線やバス路線、さらに東武グループの施設を無料でご利用いただけるイベント「東武グループ日光フリーデー」を実施したほか、歴史テーマパーク「江戸ワンダーランド日光江戸村」とコラボレーションした「S.L.大樹」を運行するなど沿線地域と連携した施策を実施し、同エリアのさらなる活性化をはかりました。また、外国人観光客が安心して鉄道をご利用いただける環境を整備するため、東武線全駅的全駅係員及び全乗務員にA I 通訳機を配備し、対話形式の案内の充実をはかりました。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、従業員については時差通勤の実施やテレワークの促進等の対策を講じるとともに、お客様の感染防止対策として駅構内の設備や列車車内の定期的な除菌清掃、係員による列車の窓開け、当社ホームページや駅構内・車内放送等による咳エチケットや手洗い、オフピーク通勤の呼びかけ等を実施いたしました。

バス・タクシー業におきまして、新たな技術の活用によるさらなる利益拡大に向けた取り組みとして、東武バスイースト(株)では、柏市内において、また、関越交通(株)では、群馬県内において、自動運転技術の実証実験への協力を実施いたしました。

運輸事業全体としては、新型コロナウイルス感染拡大防止による外出自粛等の影響により、営業収益は2,154億27百万円（前期比0.8%減）、営業利益は376億59百万円（前期比8.4%減）となりました。

レジャー事業

スカイツリー業におきまして、「東京スカイツリー」では、事前購入いただく日時指定券について、優先入場の利点を残したまま当日券よりも安い料金設定にするとともに、当社グループの進める子育て支援の一環として当日券及び日時指定券ともに幼児料金を無料にするなど、ご利用しやすい料金体系の整備を実施いたしました。また、通常ライティングのデザインについて、照明機器を増設しさらなる輝きと躍動感あふれる多彩な演出や動きを新たに加えることで、より印象的で注目を集めるデザインへとリニューアルいたしました。

ホテル業におきまして、「コートヤード・マリオット銀座東武ホテル」や「成田東武ホテルエアポート」等では、ラグビーワールドカップでの外国人観光客を確実に獲得するなど宿泊部門を中心に増収に努めました。

遊園地・観光業におきまして、「東武動物公園」では、人気アニメとのコラボレーション企画や、人気ヴォーカリストとコラボレーションした光と音楽のショー「ウインターイルミネーション」を開催したほか、「東武ワールドスクウェア」では、タイ王国の寺院「ワット・アルン」のミニチュアの展示を開始するとともに園内展示物等をライトアップさせた「イルミネーションin東武ワールドスクウェア」を開催し、それぞれ誘客に努めました。

また、東武興業(株)では、中禅寺湖遊覧船の「大使館別荘記念公園棧橋」を新設するとともに、「一周フリー乗船券」を新たに販売することで、奥日光エリアの周遊性を高め増収に努

めました。

レジャー事業全体としては、一部の施設において新型コロナウイルスの感染拡大防止のため臨時休業を行ったこと等により、営業収益は720億72百万円（前期比7.5%減）、営業利益は31億16百万円（前期比48.7%減）となりました。

不動産事業

スカイツリータウン業におきまして、「東京ソラマチ」では、東京スカイツリーとともに、新元号「令和」を記念したイベントや季節に応じた各種イベントを開催し誘客に努めました。

不動産賃貸業におきまして、当社では、駅ナカ商業施設「EQUiA（エキア）曳舟」及び「EQUiAときわ台」をオープンさせたほか、駅ナカの手軽さとゆとりとご利用いただける駅ビルの特徴を併せ持つ、和光市駅直結の複合商業施設「EQUiA PREMIER（エキア プレミア）和光」において、駅ナカエリアの先行オープンに続き駅ビルエリアに19店舗を新たに開業し、駅利用者と近隣にお住まいの方の利便性向上とさらなる収益確保をはかりました。さらに、子育て世代が住みやすい環境を整備するため、南桜井駅及び新船橋駅近くに保育所を開設し、沿線の価値向上をはかりました。

不動産分譲業におきまして、当社では、沿線価値向上と沿線定住人口増加を目的として、「ソライエ流山おおたかの森」（流山市おおたかの森北）等の分譲マンションや分譲戸建住宅「ソライエ清水公園アーバンパークタウン」（野田市清水公園東）を販売いたしました。

不動産事業全体としては、営業収益は679億12百万円（前期比9.6%増）、営業利益は144億68百万円（前期比2.7%増）となりました。

流通事業

百貨店業におきまして、(株)東武百貨店では、池袋店において「初夏の大北海道展」等の催事をはじめ各種営業施策を積極的に展開し誘客と収益確保に努めました。また、消費税増税以降の「中食」ニーズの高まりに応えるため、船橋店において地下1階惣菜売場をリニューアルしたほか、(株)東武宇都宮百貨店では、宇都宮店において地下1階食品売場をリニューアルし、それぞれ誘客に努めました。

ストア業におきまして、(株)東武ストアでは、都市型ミニスーパーマーケット第1号店の「Tobu store Fresh & Quick（トウブストア フレッシュ&クイック）曳舟店」をはじめ計3店舗をオープンさせ、増収に努めました。

流通事業全体としては、営業収益は2,664億18百万円（前期比16.8%増）、営業利益は33億64百万円（前期比64.2%増）となりました。

その他事業

建設業におきまして、東武建設(株)では、足利市において物流センターの建築工事を、東武谷内田建設(株)では、墨田区において橋梁の架け替え工事を、東武緑地(株)では、杉並区におい

て公園整備工事を、それぞれ完了させました。

そのほか、東武ビルマネジメント(株)では、新座市においてマンションの清掃業務を受注するなど増収に努めました。

その他事業全体としては、営業収益は1,105億13百万円（前期比7.3%増）、営業利益は53億75百万円（前期比6.0%増）となりました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第197期 (2016年度)	第198期 (2017年度)	第199期 (2018年度)	第200期 (2019年度) (当 期)
営業収益 百万円	568,887	569,519	617,543	653,874
親会社株主に帰属する当期純利益 百万円	36,137	36,025	28,024	35,530
1株当たり当期純利益 円	33.76	168.87	132.65	168.84
総資産 百万円	1,597,733	1,618,274	1,643,190	1,656,092
純資産 百万円	442,772	460,582	469,276	473,969

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準(企業会計基準第2号)」及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第4号)」に基づき、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均発行済株式の総数(自己株式を控除)で除して算出しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行っておりますが、第198期(2017年度)の1株当たり当期純利益は、期首に当該株式併合が行われたものと仮定して算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号)」を第199期(2018年度)の期首から適用しており、第198期(2017年度)の総資産については当該会計基準を遡って適用した後の数値を記載しております。

(3) 対処すべき課題

2020年の経済情勢は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外国人観光客の減少や国内消費に急激な落ち込みがみられ、景気動向は先行き不透明な状況が継続すると見込まれます。

このような情勢の中、当社グループは社会インフラのひとつである鉄道事業を中心にお客様の生活を支え、沿線地域のさらなる発展に全力を尽くしてまいります。

当社グループは、これまで鉄道事業や各事業を通じ、街と街、人と街、鉄道ネットワークを活用した相互直通運転等、たくさんの「つなぐ」で沿線発展の一端を担ってきたほか、世界向け「TOGETHER WE CAN ALL WIN!（みんなで新型コロナウイルスに打ち勝とう!）」のメッセージを東京スカイツリーから訴えかけるなどしてまいりました。

これからも「つなぐ」を「惹きつける力」と「稼ぐ力」さらには「人々を動かす力」へと進化させ、地域や沿線の活性化と企業価値の向上を目指してまいります。

鉄道事業では、本年6月に予定しているダイヤ改正において、東京メトロとの相互直通運転では初めてとなる座席指定列車「THライナー」の導入や特急列車を朝夕時間帯に増発するなど、都心への速達性や着席による快適性の向上、お子様連れでも通勤しやすい環境を提供するほか、ホームドア設置や連続立体交差事業を推進するなど、より安心して快適にご利用いただくための取り組みをおこなってまいります。

また、これまでの住宅開発に加え、バリエーション豊かな賃貸マンション「ソライエアイル」シリーズの展開、多様化する働き方やワークスタイルに応える駅チカ保育施設やサテライトオフィスの充実等をすすめるほか、ターミナル駅や主要駅をまちに開かれた駅空間として魅力ある駅ビルや駅ナカ商業施設へと拡充し駅の拠点性を高めるとともに、長期的な視野に立ったまち再生事業への参画など、沿線開発の深耕により豊かな沿線生活環境を整備していくことで、多くの人を惹きつける「住みたい・住み続けたい沿線づくり」に向けた取り組みを実施してまいります。

社会が先の見えない不安を抱えるいまこそ、当社グループは鉄道事業を中心にお客様の生活を支え、ステークホルダーと協働して沿線地域の持続的発展に全力で取り組むとともに、経営環境の変化に耐え得る体質の強化を図り、効率的かつ競争力のある企業集団を目指してまいります。

当社グループは、「奉仕」「進取」「和親」を「東武グループ経営理念」として掲げ、安全・安心を根幹に、活力に富んだ暮らしやすく訪れたい東武沿線の実現を目指す「東武グループ経営方針」のもと、さらなる企業価値向上へ向け、総力をあげて取り組んでまいりますので、株主の皆様には、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【東武グループ経営理念】

東武グループでは、「奉仕」「進取」「和親」を経営の拠り所としています。

「奉仕」 東武グループは、東武グループの全ての事業が社会に支えられていることを深く自覚し、豊かな社会の実現に貢献します。

「進取」 東武グループは、現状に甘んじることなく、常に研鑽に励み、時代を切り開く開拓者精神をもって新たな挑戦を続けます。

「和親」 東武グループは、人の和や環境との調和をもとに事業の発展と従業員の幸福を図り、社会の進展に寄与します。

【東武グループ経営方針】

お客様の暮らしに密着した事業を通じて沿線地域の発展に貢献する企業グループとして、安全・安心を根幹に「運輸」「レジャー」「不動産」「流通」等の事業を多角的、複合的に展開します。

お客様の視点に立ち、質の高い先進性や独創性あふれるサービスを提供し、活力に富んだ暮らしやすく訪れたい東武沿線の実現を目指します。

事業を通じて安定的に利益を創出しながら、環境にも配慮した経営を進め、お客様の生活を担う企業グループとして地域社会とともに持続的に発展することにより、企業の社会的責任を果たします。

(4) 設備投資等の状況

当期中に実施した主な設備投資は、次のとおりです。

① 完成した主な工事等

事業内容		会社名	設備投資の内容
運輸事業	鉄道業	当社	六実～逆井間複線化 70000系42両新造
不動産事業	不動産賃貸業	当社	和光市南口駅ビル建設及び駅構内店舗改修

② 施行中の主な工事等

事業内容		会社名	設備投資の内容
運輸事業	鉄道業	当社	竹ノ塚駅付近高架化 春日部駅付近高架化 清水公園～梅郷間高架化 とうきょうスカイツリー駅付近高架化
レジャー事業	ホテル業	当社	ザ・リッツ・カールトン日光建設 A Cホテル・バイ・マリオット東京銀座建設

(5) 資金調達の状況

当社では、(株)日本政策投資銀行からの150億円をはじめ所要の借入をするとともに、次のとおり社債を発行いたしました。

銘柄	発行日	発行総額	満期日
第121回無担保社債	2019年7月24日	200億円	2039年7月22日
第122回無担保社債	2020年1月31日	100億円	2023年1月31日

なお、2020年4月22日に2040年4月20日満期の「第123回無担保社債」100億円を発行しております。

当社グループの当期末における借入金及び社債の残高は7,775億38百万円となり、前期末に比べて11億40百万円の増加となりました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
東武タワースカイツリー(株)	17,225 ^{百万円}	100.0 [%]	電波塔・観光施設業
東武トップツアーズ(株)	3,000	(100.0) 0.0	旅行業
東武建設(株)	1,091	99.1	総合建設業
東武運輸(株)	294	95.0	貨物自動車運送業
(株)東武ストア	100	100.0	ストア業
東武谷内田建設(株)	90	(60.0) 50.0	総合建設業
東武ビルマネジメント(株)	80	100.0	建物管理業
(株)東武百貨店	50	100.0	百貨店業
(株)東武宇都宮百貨店	50	100.0	百貨店業
(株)東武ホテルマネジメント	50	100.0	ホテル業
東武ステーションサービス(株)	25	100.0	駅業務の受託管理業
東武商事(株)	10	100.0	コンビニエンスストア・駅売店業
(株)東武エナジーサポート	10	100.0	石油卸売業

(注) 1. () 内の数字は、当社の子会社の議決権を含めた比率です。
2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

③ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容及び事業所等

事業内容		主要な会社	主要な事業所及び事業施設等
運 輸 事 業	鉄道業	当社	本社（東京都墨田区） 営業キロ463.3km、旅客駅数204駅、車両数1,895両
		東武ステーションサービス(株)	本社（東京都墨田区） 受託駅数200駅
	バス・タクシー業	東武バスウエスト(株)	本社（埼玉県さいたま市） 路線バス営業キロ1,366.6km、車両数309両
		朝日自動車(株)	本社（埼玉県越谷市） 路線バス営業キロ792.7km 車両数 タクシー100両・バス339両
	貨物運送業	東武運輸(株)	本社（埼玉県南埼玉郡宮代町） 車両数7両
レジャー事業	遊園地・観光業	東武レジャー企画(株)	本社（埼玉県南埼玉郡宮代町） 東武動物公園（埼玉県南埼玉郡宮代町）
	スポーツ業	東武興業(株)	本社（東京都墨田区） 東武藤が丘カントリー倶楽部（栃木県栃木市） 宮の森カントリー倶楽部（栃木県下都賀郡壬生町）
	旅行業	東武トップツアーズ(株)	本社（東京都墨田区） 支店等171か所（国内163か所、国外8か所）
	ホテル業	当社	当社本社（東京都墨田区）
		(株)東武ホテルマネジメント	(株)東武ホテルマネジメント本社（東京都墨田区） 東武ホテルレバント東京（東京都墨田区） コートヤード・マリオット銀座東武ホテル（東京都中央区）
	飲食業	東武食品サービス(株)	本社（東京都豊島区） 飲食店等49店
	スカイツリー業	東武タワースカイツリー(株)	本社（東京都墨田区） 東京スカイツリー（東京都墨田区）
不 動 産 事 業	不動産賃貸業	当社	本社（東京都墨田区） 東武新越谷駅ビル（埼玉県越谷市） 柏駅ビル（千葉県柏市）
	不動産分譲業	当社	本社（東京都墨田区） 埼玉県事務所（埼玉県久喜市）
	スカイツリータウン業	当社	本社（東京都墨田区） 東京ソラマチ（東京都墨田区） 東京スカイツリーイーストタワー（東京都墨田区）

事業内容		主要な会社	主要な事業所及び事業施設等
流通事業	百貨店業	(株)東武百貨店	本社（東京都豊島区） 池袋店（東京都豊島区） 船橋店（千葉県船橋市）
		(株)東武宇都宮百貨店	本社（栃木県宇都宮市） 宇都宮店（栃木県宇都宮市） 大田原店（栃木県大田原市）
	ストア業	(株)東武ストア	本社（東京都板橋区） スーパーマーケット61店
	その他業	東武商事(株)	本社（東京都墨田区） コンビニエンスストア等56店
その他事業	建設業	東武建設(株)	本社（栃木県日光市） 東京支店（東京都墨田区）
		東武谷内田建設(株)	本社（東京都墨田区） 東上営業所（埼玉県東松山市）
	その他業	東武ビルマネジメント(株)	本社（東京都墨田区） スカイツリータウン事業所（東京都墨田区）
		(株)東武エナジーサポート	本社（東京都墨田区）

(8) 従業員の状況

事業別名称	従業員数	前期末比増減
運輸事業	9,828名	22名減
レジャー事業	4,004名	115名減
不動産事業	320名	7名増
流通事業	2,737名	99名減
その他事業	2,936名	10名減
一般管理	287名	4名増
合計	20,112名	235名減

(注) 従業員数は就業人員数です。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
	百万円
(株)日本政策投資銀行	171,321
(株)みずほ銀行	94,617
三井住友信託銀行(株)	70,119
(株)三菱ＵＦＪ銀行	44,506
みずほ信託銀行(株)	28,152
富国生命保険(相)	15,902
日本生命保険(相)	13,925
(株)武蔵野銀行	11,413
明治安田生命保険(相)	10,184
(株)足利銀行	9,593

2 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 209,815,421株（うち自己株式1,064,347株）
- (3) 株 主 数 60,784名（前期末比4,184名減）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	17,255	8.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,305	3.97
富国生命保険相互会社	5,235	2.50
株式会社みずほ銀行	4,653	2.22
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,441	2.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	4,292	2.05
JP MORGAN CHASE BANK 385151	3,564	1.70
日本生命保険相互会社	3,187	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	3,169	1.51
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,803	1.34

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 富国生命保険相互会社は、上記のほかに当社の株式1,164千株を退職給付信託として信託設定しており、その議決権行使の指図権は同社が留保しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上及び柔軟な資本政策の遂行により株主様への一層の利益還元をはかるため、2019年10月31日開催の取締役会決議に基づき、2019年11月1日から2020年1月24日の間、市場取引により、2,498,200株の自己株式を総額9,999百万円で取得いたしました。なお、取得した全株式につきましては、2020年2月26日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月6日に消却いたしました。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当（管掌）	重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	根 津 嘉 澄		(株)松屋社外取締役 富国生命保険(相)社外監査役
代表取締役	角 田 建 一	社務総括	
取 締 役	三 輪 裕 章	監理部・財務部・資産管理部	一般財団法人東武博物館理事長
取 締 役	関 口 幸 一	鉄道事業本部・観光事業に関連する業務	
取 締 役	小 代 晶 弘	人事部・生活サービス創造本部	
取 締 役	小野寺 敏 明	総務法務部・広報部・調査室	
取 締 役	小檜山 隆	ホテル事業戦略部・グループ事業部	(株)東武ホテルマネジメント代表取締役副社長
取 締 役	山 本 勉	経営企画本部・ＩＣＴ推進部	
取 締 役	柴 田 光 義		古河電気工業(株)取締役会長 いすゞ自動車(株)社外取締役 朝日生命保険(相)社外監査役
取 締 役	安 藤 隆 春		(株)ニトリホールディングス社外取締役 (株)アミューズ社外取締役 (株)ゼンショーホールディングス社外取締役
常勤監査役	中 嶋 直 孝		
常勤監査役	豊 田 郁 夫		
監 査 役	正 田 修		(株)日清製粉グループ本社名誉会長相談役
監 査 役	茂 木 友三郎		キッコーマン(株)取締役名誉会長取締役会議長 カルビー(株)社外取締役 (株)オリエンタルランド社外取締役 (株)フジ・メディア・ホールディングス社外監査役
監 査 役	小 林 喬		富国生命保険(相)特別顧問

- (注) 1. 取締役柴田光義氏及び安藤隆春氏は、社外取締役です。
2. 監査役正田 修氏、茂木友三郎氏及び小林 喬氏は、社外監査役です。
3. 当社は、取締役柴田光義氏及び安藤隆春氏並びに監査役正田 修氏、茂木友三郎氏及び小林 喬氏

を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

4. 常勤監査役中嶋直孝氏は、当社の経理及び財務部門において長年にわたる業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 役員の異動は、次のとおりです。

・地位の異動

氏 名	新	旧	異動日
小代 晶弘	取締役	(就 任)	2019年6月21日

・担当（管掌）の異動

氏 名	新	旧	異動日
角田 建一	社務総括	監理部・総務法務部・調査室	2019年6月21日
三輪 裕章	監理部・財務部・資産管理部	経営企画本部・人事部・生活サービス創造本部・池袋まちづくり推進部・すみだミズベリング開発推進部	2019年6月21日
小代 晶弘	生活サービス創造本部	—	2019年6月21日
小野寺 敏明	総務法務部・広報部・調査室	広報部	2019年6月21日
小檜山 隆	ホテル事業戦略部・グループ事業部・人事部	ホテル事業戦略部・グループ事業部	2019年6月21日
山本 勉	経営企画本部・ICT推進部	ICT推進部・グループ事業部（グループ会社監査にかかわる業務）・財務部・資産管理部	2019年6月21日
小代 晶弘	人事部・生活サービス創造本部	生活サービス創造本部	2020年2月26日
小檜山 隆	ホテル事業戦略部・グループ事業部	ホテル事業戦略部・グループ事業部・人事部	2020年2月26日

・重要な兼職の状況の異動

氏 名	新	旧	異動日
小林 喬	(退 任)	(株)松屋社外監査役	2019年5月23日
小林 喬	富国生命保険(相)特別顧問	富国生命保険(相)相談役	2019年7月2日
小檜山 隆	(株)東武ホテルマネジメント代表取締役副社長	(就 任)	2020年2月26日

6. 会社法施行規則第124条第1項第1号及び第2号に基づき、当社社外役員の重要な兼職先と当社との関係について開示すべき事項は次のとおりです。
 - ・取締役安藤隆春氏の重要な兼職先である(株)ゼンショーホールディングスと当社との間に不動産賃貸の取引があります。
 - ・監査役小林 喬氏の重要な兼職先であった(株)松屋と当社との間に不動産賃貸の取引があります。
7. 当社と取締役柴田光義氏及び安藤隆春氏並びに監査役中嶋直孝氏、豊田郁夫氏、正田 修氏、茂木友三郎氏及び小林 喬氏は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。

8. 当社は、執行役員制度を導入しております。2020年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。

役 位	氏 名	担当業務・委嘱
社長執行役員	根津 嘉澄	
副社長執行役員	角田 建一	
専務執行役員	三輪 裕章	監理部・財務部・資産管理部担当
専務執行役員	関口 幸一	鉄道事業本部・観光事業に関連する業務担当
専務執行役員	小代 晶弘	人事部担当 生活サービス創造本部長兼アセット戦略部長
常務執行役員	横田 芳美	生活サービス創造本部まちづくり推進統括部長
常務執行役員	小野寺 敏明	総務法務部・広報部・調査室担当
常務執行役員	小檜山 隆	ホテル事業戦略部・グループ事業部担当
常務執行役員	山本 勉	ＩＣＴ推進部担当 経営企画本部長
常務執行役員	吉野 利哉	鉄道事業本部長
執行役員	吉田 辰雄	資産管理部長
執行役員	丹羽 茂美	グループ事業部部長
執行役員	鈴木 熊野	経営企画本部部長
執行役員	宮田 浩	グループ事業部長
執行役員	野口 育男	ホテル事業戦略部長
執行役員	杉山 知也	監理部担当
執行役員	高野 寿久	鉄道事業本部副本部長
執行役員	木村 吉延	生活サービス創造本部沿線価値創造統括部長兼商業開発部長
執行役員	田邊 哲也	生活サービス創造本部まちづくり推進統括部（池袋開発担当）部長
執行役員	石附 栄一	人事部担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	金銭による 報酬等の額	株式による 報酬等の額
取 締 役	10名	258百万円	34百万円
監 査 役	5名	68百万円	—

- (注) 1. 取締役の金銭による報酬限度額は、2009年6月26日開催の第189期定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 取締役（社外取締役を除く。）の株式による報酬限度額は、2019年6月21日開催の第199期定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。上記の株式による報酬等の額は当事業年度の費用計上額です。
3. 監査役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第192期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のうち、社外役員5名に対する金銭による報酬等の総額は42百万円です。なお、社外役員に対する株式による報酬等はありません。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況は、次のとおりです。

① 取締役会及び監査役会への出席の状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（6回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役 柴 田 光 義	11回	92%	—	—
取 締 役 安 藤 隆 春	10回	83%	—	—
監 査 役 正 田 修	11回	92%	5回	83%
監 査 役 茂 木 友三郎	11回	92%	6回	100%
監 査 役 小 林 喬	11回	92%	5回	83%

② 取締役会及び監査役会における発言の状況

各社外取締役は、業務執行を行う経営陣から独立した立場より質問、助言を適宜行っております。

各社外監査役は、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を適宜行うとともに、監査に関する重要事項の協議や監査結果についての意見交換等を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	141百万円（注1）
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	277百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、過去の報酬実績、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかを踏まえ、監査報酬の額について検討したところ、契約金額は妥当であると考えられるため、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、収益認識に関する会計基準対応のアドバイザリー業務及びコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、株主総会に提出いたします。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当該体制についての取締役会決議の内容

① 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員が法令および定款等を遵守して意思決定・業務執行を行うため、コンプライアンスに関する行動原則として「東武グループコンプライアンス基本方針」を制定するとともに、行動指針としてのコンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンスカードを作成のうえ全役職員に配付し、継続的に教育研修等を実施する。また、コンプライアンスの取り組みを社内横断的に統括する専門部署やコンプライアンスに関する通報・相談窓口の設置のほか、推進状況の監視機関である「コンプライアンス委員会」等の整備により、コンプライアンス経営体制を構築、推進する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行、意思決定に関する書類である取締役会議事録・稟議等の書類を法令および社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事故、災害等に関する危機管理について、「危機管理規程」等を社内規則で定めるとともに、担当部署でマニュアル等を作成・配付する。また、危機管理を統括する組織として設置した「危機管理委員会」を定期的に開催し、危機に関する情報の共有化を図るほか、万一危機が発生した場合等、必要に応じて同委員会を開催し、その対応等を迅速に協議・実施する体制を構築する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「職務執行規程」等に基づいた権限と責任のもとに業務を執行する。また、定期的に取り締役会を開催し、「取締役会規則」に基づき経営に関する重要な事項について意思決定を行うとともに各取締役の業務執行状況を監督する。さらに、取締役会の機能を補完し経営効率を向上させるため、経営会議を定期的に開催し、取締役会から委譲された業務執行について審議するほか、事業運営等に関する重要な情報の共有化を図る。

⑤ 当社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「職務執行規程」等に基づいた権限と責任のもとに業務を執行し、内部監査部門が各部署に対し監査を行うことで、業務の適正を確保するための体制を構築する。また、子会社等を統括管理する専門部署を設置し、グループ会社管理規程に基づき、子会社等の業務執行について、管理、支援を行い、子会社等における当社への報告体制、危機管理体制、業務執行の効率性を確保する体制を構築するとともに、グループ会社監査に関する規程に基づき、子会社等の監査役と連携し、情報共有・情報蓄積を図りながら、子会社等への監査およびその結果に対する改善指導を行い、グループガバナンスを一層強化す

る。そして、定期的に「東武グループコーポレート会議」の開催等により、グループ経営方針の伝達と子会社等の業務執行状況および経営情報の共有化を図り、子会社等と連携し、グループ全体でのコンプライアンス経営体制を構築する。さらに、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他法令に基づき財務報告に係る業務の適正性を確保するための体制を整備するとともに有効性の評価、不備の改善を行う。

⑥ **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、専任の監査役スタッフを配置し、当社の監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助する。また、当該監査役スタッフの人選・異動については、当社の監査役と協議のうえ行う。

⑦ **当社および子会社等の取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制ならびに当社の監査役へ報告した者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の監査役は、取締役会のほか、重要な業務執行事項に関し審議・報告を行う経営会議等の社内会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行、意思決定に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社の取締役または使用人にその説明を求め、内部監査部門が実施した監査についても報告を受ける。さらに、当社の監査役は、「グループ常勤監査役会」の開催等により、子会社等における業務執行に関する報告を受けるとともに、子会社等を統括管理する専門部署が子会社等の監査役の職務を補完・強化すべく、子会社等に対して実施した監査およびその結果に対する改善指導の報告を定期的に受ける。また、当社および子会社等は、内部通報体制を構築し、内部通報者に対する適切な取扱いを定める。

⑧ **当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し、監査に要する諸費用について、これを負担する。

⑨ **その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社の監査役は「監査役監査基準」に準拠して策定した監査方針、監査計画により、定期的に監査役会を開催するほか、当社の取締役からの報告事項を定め、経営方針や会社の重要な課題等について、適宜、代表取締役と意見交換を行う。

(2) 当該体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組み

当社及びグループ各社では、引き続き「東武グループコンプライアンス基本方針」を行動原則とし、各種教育研修等の実施によりコンプライアンスの周知徹底を図るとともに、公益通報者に対する適切な取り扱いを定め、グループ全体のコンプライアンス経営体制の整備、拡充につとめました。

また、反社会的勢力排除に向け、「東武グループ連絡協議会」を開催し、グループ内において反社会的勢力に対する防備を固め、情報及び対応策等を共有化する体制を継続いたしました。

② 危機管理に関する取り組み

平時の危機管理につきましては、「危機管理委員会」及び同委員会への提言・報告機関である「危機管理ワーキング」をそれぞれ2回開催し、危機の予防と意識の高揚を図りました。

また、新型コロナウイルス感染症に関する迅速、効果的な対応を図り、当社グループの事業執行及び事業継続を確実なものとするため、「新型コロナウイルス感染症対策委員会」を設置し、政府及び各自治体の方針や日々変化する感染者発生状況等に機動的に対応すべく、2020年2月27日以降、適宜委員会を開催しております。

災害対策につきましては、災害発生時の全従業員等の状況を把握する安否確認システムの訓練を実施するとともに、鉄道事業における災害対策として、九都県市合同防災訓練、異常時総合訓練の実施等、各種災害対策訓練に積極的に取り組みました。

③ 安全対策についての取り組み

安全管理体制の維持・充実につきましては、毎月開催している「鉄道マネジメント会議」、「鉄道事故防止等安全推進委員会」等で各部の実施結果の確認及び検証を行い、各施策の確実な実施を推進したほか、「現業と本社との意見交換会」や「安全巡回」等により、現業部門と本社部門間での意見交換、実作業及び各種取組みの確認を行いました。あわせて、安全監査を実施し鉄道事業本部各部の安全管理体制の仕組みが適切に運用されていることについて検証・評価・改善を行い、PDCAサイクルの実施状況を確認いたしました。

また、グループ各社の安全管理体制の向上を目的として「第9回東武グループ交通事業者安全推進連絡会」を開催し、各社の安全に関する取り組みの報告を行いました。

④ 業務執行の効率性向上及び業務執行に係る情報の保存・管理に関する取り組み

執行役員制度の導入により、代表取締役の指揮監督のもと執行役員が取締役会での決定事項や日常の業務執行を行う体制とし、業務執行と取締役会の監督機能の分離を図るとともに、執行役員の責任と権限を明確化し、機動的な意思決定を行う体制を整備しております。また、当社における取締役会の監督機能を強化し、実効性のあるコーポレート・ガバ

ナンス（企業統治）を図るため、社外取締役が議長を務めるガバナンス委員会を3回開催いたしました。

取締役会につきましては12回開催し、経営に関する重要な事項について意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行状況を監督して、その議事内容を議事録に記載し、適切に保存・管理しております。なお、取締役会の議案につきましては、審議に際し十分な検討を行うことができるよう、各役員に事前提供を行っております。

また、取締役会の機能を補完し経営効率を向上させるため、経営会議を21回開催し、取締役会から委譲された業務執行について審議いたしました。

なお、2019年4月から順次電子稟議システムを導入し、意思決定プロセスを証跡として記録することによりさらなる内部統制の強化を図るとともに、機動的かつ効率的な業務執行を支援する体制の推進を図っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

グループ会社につきましては、グループ事業部が中心となり、日常的に各社の業務執行の指導、監督を行うとともに各社の経営者を対象とした「東武グループコーポレート会議」を2回開催し、グループ経営方針の徹底を図りました。また、当社及びグループ会社に対するモニタリング機能の強化、充実を図り、グループレベルでの内部統制システムの有効性を一層高めるため、監理部による内部監査に加え、重要な勘定である現預金、売掛金及び棚卸資産の管理状況、リスクマネジメントの実施状況、コンプライアンス体制の運用状況、労務コンプライアンスの管理状況、情報セキュリティに関する取り組み状況について、グループ事業部によるグループ会社のモニタリングを実施いたしました。

また、財務報告に係る内部統制につきましては、その整備及び運用状況評価を行い、改善を要する事項について業務プロセスの見直し等を要請し、改善措置の進捗状況や改善結果を確認いたしました。

さらに、東武グループとしてのさらなる内部統制強化を図ることを目的として、グループ各社の取締役に就任した者を対象とした新任取締役研修を継続実施するとともに、監査役の役割・責務の再確認を目的として、グループ各社監査役を対象として実務面のサポートを含めた監査業務研修を実施し、モニタリング強化と各社監査役との連携を図りました。

⑥ 監査役監査の実効性を確保するための取り組み

監査役につきましては、取締役会、経営会議、執行役員会、ガバナンス委員会、沿線活性化連絡会、グループ会社決算説明会等の重要な会議に出席するほか重要な決裁書類等を閲覧し、内部統制の状況について監理部及びグループ事業部から監査結果の報告が行われたほか、取締役・執行役員・部長から聴取を行う等、情報を収集し、取締役及び執行役員の職務の執行、意思決定を監査いたしました。

また、年度の監査方針、監査計画に基づき、監査役会が6回開催されるとともに、監査役と代表取締役及び会計監査人との意見交換が行われました。さらに、グループ常勤監査

役会が3回開催され、グループ会社の監査役からの報告が行われたほか、グループ会社の取締役・使用人等やグループ事業部、監理部から、重要事項や監査結果その他の情報について、適宜報告が行われました。あわせて、当社の内部通報について監査役に報告するとともに、グループ会社における内部通報につきましても、当該グループ会社又はグループ事業部から適宜監査役へ報告を行う体制が整備されております。

なお、監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助する専任のスタッフ3名を配置し、その活動に要する費用を負担しております。

7 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上に向けた取り組みを一層推進してまいります。昨今、わが国の株式市場等においては、買付の対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった事例も散見されております。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすもの、株主様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主様が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上に資さない場合も想定されます。

当社では、継続的な企業価値および株主共同の利益の確保・向上のためには、経営の根底にある「安全・安心」を提供し続けることや運輸事業を営む者としての公共的使命に関する基本的な考え方を、今後も引き続き維持・推進していくとともに、中長期的な視点に立った経営を推進していくことが、不可欠であると考えます。

このような経営が、当社株式の大量買付を行う者により短期的な利益のみを追求するような経営に変わるようなことがあれば、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上は損なわれることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する不適切な買付により企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上が毀損されることを防止するためには、買付に応じるべきかを株主様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、および株主様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするための体制を、平時において整えておくことが必要不可欠と考えております。

(2) 具体的な取り組み

① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、お客様の暮らしに密着した事業を通じて沿線地域の発展に貢献する企

業グループとして、「運輸」、「レジャー」、「不動産」、「流通」等の事業を多角的、複合的に展開しており、この事業活動の根幹にあるものが「安全・安心」の提供であり、さらに、事業を通じて安定的に利益を創出しながら、環境にも配慮した経営を進め、お客様の生活を担う企業グループとして地域社会とともに持続的に発展することにより、企業の社会的責任を果たすことが重要であると認識しております。すべての事業における信頼の基礎である「安全・安心」を提供し続けるとともに、運輸事業を営む者としての公共的使命に関する基本的な考え方を今後も維持し続けることが、当社グループ全体の根幹をなすものと考えております。

さらに、活力に富んだ暮らしやすく訪れたい東武沿線の実現を目指す「東武グループ経営方針」のもと、将来に向けた持続的な成長を目指すべく、長期的な視点から「経営の基本的な方向性」等を示した「長期経営構想」と、これに基づく4か年の具体的な取組みを示した「中期経営計画」を策定いたしました。当社グループでは、中長期的な視点に立ったロードマップを描き、持続的な成長に向けた投資を積極的に推進するとともに、財務健全性を堅持しつつ、株主還元の一層の充実をはかることで、引き続き企業価値および株主共同の利益の確保・向上をはかってまいります。

② 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2018年6月22日開催の定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入について承認を得ております。

本プランは、当社株式等の大量買付行為が行われる場合に、株主様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保することなどにより、企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上を目的としています。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者およびその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付（以下「買付等」と総称し、買付等を行おうとする者を「買付者等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員のみから構成される独立委員会が買付者等から提出された情報や、当社取締役会が必要に応じて提出する買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、当該買付等に対する代替案について、評価・検討するものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を得たうえ、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案等の

検討、買付者等との協議・交渉、当社取締役会等を通じた株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、または買付等の内容の検討等の結果、買付者等による買付等が企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を行います。この新株予約権は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限に尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議をするものとします。ただし、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を受けた場合には、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を招集し、新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議する旨決議するものとします。当社取締役会は、上記決定を行った場合には速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

本プランの有効期間は2018年6月22日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式の価値は希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、その保有する株式の希釈化は生じません。）。

③ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記（２）①に記載した取り組みは、いずれも当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上に資する具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは前記（２）②記載のとおり、企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。とくに、本プランは当社の株主総会において決議がなされ導入しているため、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員のみから構成される独立委員会を設置し、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を得ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができるとされていること、独立委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を受けた場合には、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を招集し、新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議するとされていること、本プランは有効期間を約３年間と定め、有効期間の満了前であっても当社の株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、合理性を有し、企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業の安全性、公共性および利用者の利益の確保・向上に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	141,385	流動負債	379,291
現金及び預金	31,593	支払手形及び買掛金	47,454
受取手形及び売掛金	53,384	短期借入金	43,466
短期貸付金	1,160	1年内返済予定の長期借入金	54,380
有価証券	58	1年内償還予定の社債	34,420
分譲土地建物	21,673	未払費用	6,716
前払費用	2,852	未払消費税等	2,727
その他	30,858	未払法人税等	8,361
貸倒引当金	△196	前受金	89,358
固定資産	1,514,706	賞与引当金	2,773
有形固定資産	1,400,720	商品券等回収損失引当金	4,674
建物及び構築物（純額）	543,177	資産除去債務	351
機械装置及び運搬具（純額）	86,284	その他	84,606
土地	637,388	固定負債	802,830
建設仮勘定	116,462	社債	133,820
その他（純額）	17,408	長期借入金	511,451
無形固定資産	17,908	鉄道・運輸機構長期未払金	10,327
公共施設負担金	884	繰延税金負債	3,939
その他	17,023	再評価に係る繰延税金負債	50,606
投資その他の資産	96,077	役員退職慰労引当金	898
投資有価証券	50,728	退職給付に係る負債	51,732
長期貸付金	143	資産除去債務	2,654
破産更生債権等	894	その他	37,401
退職給付に係る資産	2,817	負 債 合 計	1,182,122
繰延税金資産	15,199	(純 資 産 の 部)	
その他	27,893	株主資本	405,069
貸倒引当金	△1,599	資本金	102,135
資 産 合 計	1,656,092	資本剰余金	50,863
		利益剰余金	256,511
		自己株式	△4,442
		その他の包括利益累計額	60,578
		その他有価証券評価差額金	11,365
		土地再評価差額金	47,506
		為替換算調整勘定	58
		退職給付に係る調整累計額	1,648
		非支配株主持分	8,321
		純 資 産 合 計	473,969
		負 債 純 資 産 合 計	1,656,092

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		653,874
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	467,065	
販売費及び一般管理費	124,154	591,220
営業利益		62,653
営業外収益		
受取利息	30	
受取配当金	1,630	
保険配当金	495	
その他	1,947	4,103
営業外費用		
支払利息	6,501	
持分法による投資損失	69	
その他	1,772	8,343
経常利益		58,414
特別利益		
工事負担金等受入額	3,373	
投資有価証券売却益	189	
その他	732	4,296
特別損失		
固定資産除却損	1,495	
固定資産圧縮損	3,284	
減損損失	2,421	
その他	1,351	8,552
税金等調整前当期純利益		54,157
法人税、住民税及び事業税	17,210	
法人税等調整額	981	18,191
当期純利益		35,966
非支配株主に帰属する当期純利益		436
親会社株主に帰属する当期純利益		35,530

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	45,852	流動負債	421,992
現金及び預金	4,606	短期借入金	186,342
未収運賃	7,560	1年内返済予定の長期借入金	51,501
未収金	7,563	1年内償還予定の社債	35,000
未収収益	230	未払金	58,629
短期貸付金	9	未払費用	3,308
有価証券	48	未払法人税等	5,330
分譲土地建物	18,875	預り連絡運賃	2,897
貯蔵品	3,459	預り金	19,247
前払費用	985	前受運賃	7,743
その他	2,568	前受金	49,477
貸倒引当金	△55	前受収益	2,126
固定資産	1,515,076	資産除去債務	167
鉄道事業固定資産	760,109	その他	218
開発事業固定資産	366,045	固定負債	755,318
各事業関連固定資産	15,768	社債	134,000
建設仮勘定	114,830	長期借入金	496,577
投資その他の資産	258,321	長期未払金	11,276
関係会社株式	201,605	再評価に係る繰延税金負債	49,564
投資有価証券	42,426	退職給付引当金	32,286
長期貸付金	13	関係会社事業損失引当金	5,492
繰延税金資産	2,591	資産除去債務	2,332
その他	12,381	その他	23,789
貸倒引当金	△697	負 債 合 計	1,177,310
資 産 合 計	1,560,929	(純 資 産 の 部)	
		株主資本	326,786
		資本金	102,135
		資本剰余金	52,511
		資本準備金	52,511
		利益剰余金	176,581
		その他利益剰余金	176,581
		繰越利益剰余金	176,581
		自己株式	△4,442
		評価・換算差額等	56,831
		その他有価証券評価差額金	9,222
		土地再評価差額金	47,609
		純 資 産 合 計	383,618
		負 債 純 資 産 合 計	1,560,929

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
鉄道事業		
営業収益	161,311	
営業費	126,734	
営業利益		34,577
開発事業		
営業収益	71,477	
営業費	58,074	
営業利益		13,402
全事業営業利益		47,979
営業外収益		
受取配当金	1,417	
保険配当金	488	
その他	842	2,748
営業外費用		
支払利息	6,273	
社債利息	1,264	
その他	1,209	8,747
経常利益		41,980
特別利益		
工事負担金等受入額	3,076	
その他	533	3,609
特別損失		
固定資産圧縮損	2,987	
減損損失	924	
関係会社事業損失引当金繰入	717	
固定資産除却損	630	
その他	816	6,075
税引前当期純利益		39,514
法人税、住民税及び事業税	11,376	
法人税等調整額	1,067	12,443
当期純利益		27,071

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年 5月14日

東武鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	薊 和彦	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	野口 昌邦	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	富樫 高宏	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東武鉄道株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東武鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

東武鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	薊 和彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野口 昌邦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富樫 高宏	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東武鉄道株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第200期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第200期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ア 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。又、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - イ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ウ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み（会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - エ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ウ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- エ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2020年5月15日

東武鉄道株式会社 監査役会

常勤監査役 中 嶋 直 孝 印

常勤監査役 豊 田 郁 夫 印

社外監査役 正 田 修 印

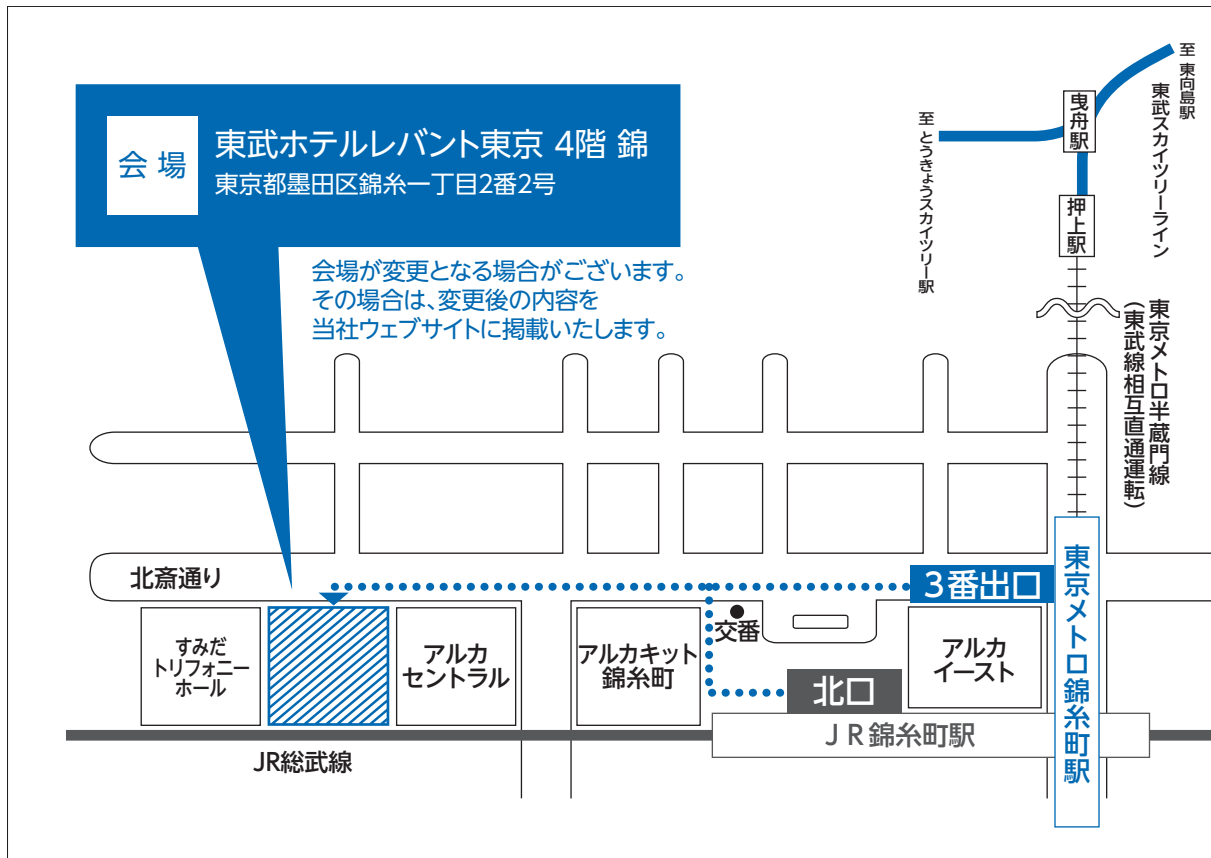
社外監査役 茂 木 友三郎 印

社外監査役 小 林 喬 印

以 上

※ 「東京スカイツリー」、「スカイツリー」、「東京スカイツリータウン」、「東京スカイツリーイーストタワー」及び「スカイツリーライン」は、東武鉄道(株)及び東武タワースカイツリー(株)の登録商標です。また、「東京ソラマチ」は、東武鉄道(株)の登録商標です。

株主総会会場ご案内図



交通

- ・ **東京メトロ 錦糸町駅** **3番出口**より徒歩3分
(東京メトロ半蔵門線 押上駅～錦糸町駅間では、当社株主優待乗車証をご利用できません。別途運賃をお支払いください。)
- ・ **J R 錦糸町駅** **北口**より徒歩3分

お願い

- ・株主総会ご出席の株主様へのお土産及び乗車券はご用意しておりません。
なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会専用の駐車場・駐輪場はございません。公共交通機関をご利用ください。

